

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る設置変更許可申請に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年2月3日（木）16時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
藤森安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、上野管理官補佐、井上技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

バックエンド技術部 技術主席 他3名

保安管理部 マネージャー 他1名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

5. 議事要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設等）の設置変更許可申請（令和3年12月10日付け）の内容について、資料1から資料6に基づきについて説明があった。

○原子力規制庁より、以下の点を伝えた。

- ・試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「許可基準規則」という。）第24条（工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護）の適合性について、本変更後における評価点の線量評価結果は示されているが、評価の前提となる線源の設置場所、保管廃棄施設の遮蔽の条件等の評価条件について、既許可と異なる点を整理して説明すること。
- ・許可基準規則第25条（放射線からの放射線業務従事者の防護）第1項の適合性の説明において、現実的な評価条件及び評価内容について整理して示すこと。
- ・許可基準規則第25条（放射線からの放射線業務従事者の防護）第2項の適合性の説明がされていないため、取り扱う液体廃棄物の放射能濃度上限値を上げた場合において、取り扱う液体廃棄物の放射能濃度上限値を上げた場合において、設計基準事故時に必要な操作を行うための設計上の考慮

事項を示すこと。

○原子力機構から、了解した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料1 論点管理表_1.

資料2 論点管理表_2.

資料3 論点管理表_3.

資料4 論点管理表_4.

資料5 審査会合 論点管理表（放射性廃棄物処理場）

資料6 添付書類九 変更後における核燃料物質等による放射線の被ばく
管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書 新旧対照表（放射
性廃棄物処理場）